

令和7年 第6回定例教育委員会日程

1 日時 令和7年6月5日(水) 9:30~12:00

2 場所 瀬戸内町役場 4階 委員会室

3 内容

(1) 令和7年第5回定例教育委員会議事録の承認

(2) 教育長所掌事務処理経過報告

(3) 事務連絡

(4) 議題

① 議案第11号 瀬戸内町教育支援委員会委員の委嘱について

② 議案第12号 にほんの里・加計呂麻留学制度実施要綱の一部改正について

③ 議案第13号 瀬戸内町各種大会に対する補助基準要綱の改正について

4 その他

① 月例報告について

② 学力向上について

令和7年 第6回定例教育委員会議事録

日時及び場所	出席者	
令和7年6月5日(水) 9時30分~10時30分 瀬戸内町 役場 (4階 委員会室)	盛島 正行 教育長 福田 豊久 委員 渡島 正広 委員 岡野 亜湖 委員	徳田 義孝 総務課長 昇 憲二 社会教育課長 田原 浩治 社会教育課長補佐 川崎 弘樹 総務課長補佐兼指導主事 高橋 進一 学校教育係長兼指導主事 黒田 洋平 総務課長補佐

件名	審議の状況	採決の次第
議案第11号 瀬戸内町教育支援委員会委員の委嘱について	別紙のとおり	決定
議案第12号 にほんの里・加計呂麻留学制度実施要綱の一部改正について	別紙のとおり	決定
議案第13号 瀬戸内町各種大会に対する補助基準要綱の改正について	別紙のとおり	決定

会 議 要 旨

1 開会通告

盛島教育長 　ただ今から、令和7年第6回定例教育委員会を開催いたします。

2 令和7年第5回定例教育委員会議事録の承認

◆ 福田委員が朗読し、一部修正の上、承認された。

3 教育長所掌事務処理経過報告

◆ 令和7年5月9日～令和7年6月5日までについて
盛島教育長から説明がなされ、別紙のとおり報告された。

4 事務連絡

徳田課長 　総務課の6月行事予定表の説明。

昇課長 　社会教育課の6月行事予定表の説明。

5 議題

盛島教育長 　① 議案第11号 瀬戸内町教育支援委員会委員の委嘱について
事務局より提案理由の説明をお願いします。

黒田補佐 　本議案は、教職員等の異動に伴い、瀬戸内町教育支援委員会規則第3条及び第5条の規定にもとづき、新たに委員を委嘱するものであります。
ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

（全会一致で承認）

盛島教育長 　議案第11号 瀬戸内町教育支援委員会委員の委嘱については、提案のとおり議決いたしました。

盛島教育長 　② 議案第12号にほんの里・加計呂麻留学制度実施要綱の一部改正について

事務局より提案理由の説明をお願いします。

黒田補佐 　本議案は、にほんの里・加計呂麻留学制度実施要綱の一部を改正するものであります。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

福田委員 　加計呂麻留学の補助対象者は、今年度は何名でしょうか。

黒田補佐 　小学校24名、中学校11名となります。昨年度より12名増となっております。

（全会一致で承認）

盛島教育長 　議案第12号にほんの里・加計呂麻留学制度実施要綱の一部改正については提案のとおり議決いたしました。

盛島教育長 　③ 議案第13号瀬戸内町各種大会に対する補助基準要綱の改正について

事務局より提案理由の説明をお願いします。

田原補佐 　本議案の提案理由について説明いたします。

現在の要綱が、補助対象になりうるか否か、非常に判断しがたい部分が一部含まれており、解釈に幅があるため、対象基準をより明確にするための改

正です。

また、部活動から地域展開したクラブチームに対しての交付も対象とする内容に変えております。

ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

盛島教育長 クラブチームに移行した団体を教えてください。

田原補佐 相撲競技、瀬戸内少年相撲クラブと、瀬戸内バレーボールクラブ（男子）となっております。

岡野委員 合宿などは対象となりますか。

田原補佐 各競技連盟若しくはこれに準ずる団体が主催する強化合宿及び練習会への参加者は対象となります。

盛島教育長 強化選手に指定された場合ということで、各団体が独自に合宿する場合は対象外ということでしょうか。

田原補佐 上部組織から指定を受けて、その組織から招集された強化指定選手が対象となります。

（全会一致で承認）

盛島教育長 議案第13号瀬戸内町各種大会に対する補助基準要綱の改正については提案のとおり議決いたしました。

6 その他

① 月例報告について

盛島教育長 事務局の説明をお願いします。

高橋指導主事 資料をもとに説明。

7 閉会

盛島教育長 これで、令和7年第6回定例教育委員会を終了いたします。

議案第 11 号
議決第 11 号

瀬戸内町教育支援委員会委員の委嘱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、別添の者を瀬戸内町教育支援委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 5 日提出
令和 7 年 6 月 5 日

瀬戸内町教育委員会教育長 盛 島 正 行

令和 7 年度瀬戸内町教育支援委員会名簿

役員名	旧役員名	新役員名	任期	構成	
委員	岩本 博裕	岩本 博裕	R7.4.1~R9.3.31	3-(1)	
//	青山 智宏	青山 智宏	R7.4.1~R9.3.31	3-(2)	
//	難波 理志	難波 理志	R7.4.1~R9.3.31	3-(6)	
//	松田 耕輔	松田 耕輔	R7.4.1~R9.3.31	3-(6)	
//	義田 奈緒美	福田千恵乃	R7.4.1~R9.3.31	3-(7)	新
//	阿部 康夫	阿部 康夫	R7.4.1~R9.3.31	3-(1)	
//	赤池 夏樹	八木 勇治	R7.4.1~R9.3.31	3-(1)	新
//	福永 和志	福永 和志	R7.4.1~R9.3.31	3-(7)	
//	赤岩 道春	神村 有香	R7.4.1~R9.3.31	3-(7)	新
//	阪本 里美	阪本 里美	R7.4.1~R9.3.31	3-(7)	
//	吉原 いずみ	松井 梨沙	R7.4.1~R9.3.31	3-(4)	新
//	河野 通堯	鳥越 美保	R7.4.1~R9.3.31	3-(7)	新
//	下内 政美	下内 政美	R7.4.1~R9.3.31	3-(3)	
//	沼田 知子	福沢 真偉	R7.4.1~R9.3.31	3-(5)	新
//	中俣 浩一	柿川 一行	R7.4.1~R9.3.31	3-(3)	新
//	東 真紀	三宅 実佳	R7.4.1~R9.3.31	3-(3)	新
//	山田 将司	川崎 弘樹	R7.4.1~R9.3.31	3-(7)	新
//	奥田 愛理	奥田 愛理	R7.4.1~R9.3.31	3-(7)	
//	實田 菜津美	實田 菜津美	R7.4.1~R9.3.31	3-(3)	
//	渡 博司	渡 博司	R7.4.1~R9.3.31	3-(7)	

議案第12号
議決第12号

にほんの里・加計呂麻留学制度実施要綱の一部を改正する規則について、教育委員会の同意を求める。

令和7年6月5日 提出
令和7年6月5日

瀬戸内町教育委員会教育長 盛島 正行

にほんの里・加計呂麻留学制度実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和7年6月5日

瀬戸内町教育委員会

瀬戸内町教育委員会告示4号

にほんの里・加計呂麻留学制度実施要綱の一部を改正する要綱

にほんの里・加計呂麻留学制度実施要綱(平成23年9月5日告示第8号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「(費用助成)」を「(補助対象者及び補助金について)」に改め、同条第1項中「特別助成金」を「補助金」に改め、同条第2項中「助成金」を「補助金」に、「助成」を「補助」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第5条第1項について、月の途中での留学については、日割り計算で補助金を決定するものとする。なお、千円未満は切捨てとする。

4 その他、補助金に係るものについては、瀬戸内町補助金等交付規則(昭和59年4月18日規則第4号)に準ずる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 13 号

議決第 13 号

瀬戸内町各種大会に対する補助基準要綱の一部改正について、教育委員会の同意を求めらる。

令和 7 年 6 月 5 日 提 出

令和 7 年 6 月 5 日

瀬戸内町教育委員会
教育長 盛島 正行

瀬戸内町教育委員会告示 6 号

瀬戸内町各種大会等に対する補助基準要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和7年6月5日

瀬戸内町教育委員会

瀬戸内町各種大会等に対する補助基準要綱の一部を改正する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、瀬戸内町における各種団体・個人の各種大会等に対する出場補助金の交付に関する事務の取り扱いについて、基本的事項を規定することによって、補助金にかかる予算の執行及び補助金の交付の適正を図るとともに、スポーツ及び文化活動の振興を図ることを目的とする。

(補助金交付対象団体・個人)

第2条 補助金の交付対象となる団体及び個人は、大島地区及び鹿児島県を代表して県内外の大会等に出場するもので、次の各号のいずれかに該当する団体及び個人とする。

(1) 大島地区の予選大会がある場合

ア 小学生の場合は、鹿児島県スポーツ少年団の主催する競技別交歓大会及び競技連盟等の主催する大会に出場するもの（文化活動も含む）とし、次のとおりとする。

(ア) 鹿児島県大会以上の大会に出場する場合は、その大会への出場資格を得た団体・個人

イ 中学生の場合は、中学校体育連盟の主催する大会及び競技連盟等の主催する大会に出場するもの（文化活動も含む）とし、次のとおりとする。

(ア) 鹿児島県大会以上の大会に出場する場合は、その大会への出場資格を得た団体・個人

ウ 古仁屋高等学校生及び町内に住所を有する本島内の高校に通う高校生の場合は、高等学校体育連盟の主催する大会及び競技連盟等の主催する大会に出場するもの（文化活動も含む）とし、次のとおりとする。

(ア) 鹿児島県大会以上の大会に出場する場合は、その大会への出場資格を得た団体・個人

エ 社会人の場合は、競技連盟等の主催する大会に出場するもの（文化活動も含む）とし、次のとおりとする。

(ア) 鹿児島県大会以上の大会に出場する場合は、その大会への出場資格を得た団体・個人

(2) 大島地区の予選大会がない場合

ア 鹿児島県大会以上に出場する場合で、予選大会がない競技（文化活動も含む）又は、その成績に関係なく希望者が出場できるものについては、下記のもののみ支給対象とする。

（ア）県大会・九州大会等（他地区ブロック大会等で九州大会に準じる大会も含む）・全国大会での成績が3位以上、文化活動においては、金賞を受賞した団体・個人とする。ただし、出場する大会又は種目等で5団体・5個人以下の参加であった場合は、最も上位の成績を収めた場合のみとする。

(3) 各競技連盟若しくはこれらに準ずる団体が主催する強化合宿及び練習会への参加者（強化選手及び選抜メンバーの指定を受けた者、かつ指定した連盟及び団体から招集された者）。

2 第1項第1号及び第2号における補助金交付対象団体・個人を引率した指導者（チームの監督・コーチ・指導者として認められた者で最大2名まで）も補助対象とする。

3 部活動から地域展開されたクラブチームで、鹿児島県中学校総合体育大会開催基準「特別規定」に適合し、大島地区中学校総合体育大会の参加資格を得た場合は部活動と同等の活動とし、地区大会においても交付の対象とする。

4 その他、町長が特に認めるもの

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、各種大会へ参加する交通費及び宿泊費の実費から各種大会の主催者等の負担した費用を控除した費用とし、次の各号に定める範囲内とする。

(1) 島内における交通費については、出場する学校の所在地から奄美市までのバス料金（往復）。ただし、各種割引料金と比較しどちらか安いほうを支給する。

(2) 現地における交通諸経費も含むものとする。

(3) 鹿児島までの往復船料金（団体・個人いずれも離島割引料金）とする。ただし、特別な理由があり飛行機を利用する場合、その理由を報告するものとし、補助対象経費と認めた場合、支給するものとする。

また、関東あるいはその他の地域で開催の場合は、協議のうえ往復飛行機料金を支給する。

(4) 宿泊日数については、下表のとおりとする。（船泊は除く）ただし、開催場所・大会スケジュールにおいて帰りの船に間にあわない場合は、協議のうえ宿泊日数を決定する。

大会日数	該当する宿泊日数	大会日数	該当する宿泊日数
1日大会	1泊	3日大会	3泊
2日大会	2泊	4日大会	4泊

(5) 宿泊料金は、小学生「11,000円」・中学生以上は「13,000円」または、実費の料金と比較しどちらか安いほうを補助対象経費とする。

(6) 九州大会以上の大会における交通手段（経路）・宿泊日数は大会要綱等を参照のうえ、補助対象経費を決定する。

なお、宿泊する場所の指定があった場合は、上限を超えて実費を支給する。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とし、限度額を100万円とする。ただし、九州大会以上の大会に出場する場合は、補助対象経費の2分の1以内とする。また、強化合宿に参加する場合は3分の1以内とする。なお、申請時には必ず補助対象経費の領収書を添付のこと。電車やレンタカー利用時には、経路や運賃を明記すること。

なお、第2条第3項については部活動に交付している補助金の額と同等にする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるものの他、補助金の事務の取り扱いに関することは、瀬戸内町補助金交付規則に準ずる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第1号の1）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月4日告示第11号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

附 則（令和2年11月5日告示第25号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月2日告示第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年11月2日告示第5号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年6月5日告示第10号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。